

土地改良施設の安全管理に対する徹底について

[平成 30 年 9 月 27 日 30 農振第 1957 号]

農林水産省

農村振興局整備部土地改良企画課長

水資源課長

農地資源課長

地域整備課長

防災課長

地方農政局農振興部長

から内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

あて

農村地域の都市化、混住化に伴い農業用排水路等の土地改良施設への転落事故等の危険性が増大しており、土地改良施設の管理に当たっては安全性の確保が一層求められているところです。

土地改良施設の安全管理については、これまでも「梅雨期及び台風期における国営土地改良事業等により造成された土地改良施設に係る安全管理の強化について」（平成 30 年 6 月 6 日 30 農振第 388 号農村振興局整備部水資源課長通知）及び「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 30 年 4 月 10 日 30 農振第 95 号農村振興局整備部防災課長通知）等の通知を発出しているところでありますが、本年度の土地改良施設における人身事故に係る調査結果によれば、転落等により 125 人の方が亡くなるなど、依然として土地改良施設での人身事故が発生し、尊い生命が失われている状況にあり、この中には国営造成施設やため池以外にも都道府県営・団体営で造成された施設も多く含まれております。

このため、都道府県営・団体営造成施設等を含めて土地改良施設全体について、改めて、施設管理者において人身事故の未然防止のための安全管理の徹底に努めるよう、貴局管内の都道府県に周知するとともに、都道府県を通じて関係市町村から管内の土地改良区及び水利組合等の施設管理者に確実に周知していただくようお願いいたします。

記

1 人身事故の防止対策

施設管理者は、以下に従って人身事故の防止対策を検討すること。

- (1) 施設管理者は、日頃から土地改良施設及びその周辺を巡視・点検し、周辺住民による利用状況を踏まえ、危険箇所の有無を確認すること。
- (2) 施設管理者は、巡視・点検の結果、事故等の発生が懸念される場合には、進入防止や転落防止等の安全施設の設置等により事故等を未然に防止するための対策を行うよう努めること。特に子供や高齢者の事故が多く発生していることから、点検や対策の検討に当たっては、子供や高齢者の特性に十分配慮すること。
- (3) 施設管理者は、上記の安全施設のほか、転落した際における致命的な事故を回避する脱出補助施設や救助設備の設置等についても検討すること。

- (4) 施設管理者は、設置している安全施設等を常に良好な状態に保つとともに、施設の破損等を発見した場合には、早急にその修繕等を行うよう努めること。
- (5) 対策の検討に当たっては、農林水産省 web サイトに掲載されている以下の資料を参考にされたい。

- ① 「土地改良施設安全管理の手引き（平成 18 年 3 月）」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_suiri/index.html (注)
(土地改良施設に係る転落事故、施設操作に係る事故等への対応及び当該事故に関する訴訟等への対応について、土地改良施設の主たる管理者である土地改良区における参考書となるよう取りまとめたもの)
(注) 文書施行日以降農林水産省 HP 掲載
- ② 「ため池の安全対策事例集（平成 25 年 5 月）」
- ③ 「ため池の安全管理は大丈夫？（平成 27 年 6 月）」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/
(ため池について記述されているが、他の農業水利施設にも活用できる。)

2 安全施設等の整備に係る支援対策の活用

対策の実施に当たっては、以下の補助事業等や地方公共団体の単独事業を活用し、必要な安全施設等を早急に整備するよう努めること。

- (1) 土地改良施設維持管理適正化事業
事業実施主体：土地改良区、土地改良区連合等
補助率：資金造成額の 1/3（事業費の 30%）
実施要件：安全管理施設にあつては、1 地区当たり事業費 100 万円以上など
- (2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等
補助率：1/2 等
実施要件：長寿命化・防災減災整備計画に基づいて行われるもので、総事業費 200 万円以上、受益者数 2 者以上、事業工期 3 か年以内など
- (3) 農村地域防災減災事業
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等
補助率：1/2 等
実施要件：農村地域防災減災総合計画に位置付けられていることなど

3 事故防止に関する啓発

施設管理者は、事故等を未然に防止するため、土地改良施設の安全対策に関して周辺の住民、自治会、警察、消防、学校等関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民に対して、広報誌等を活用し、事故防止に関する広報活動を行うよう努めること。

4 その他

国の補助金等を利用して造成、改修等が行われた施設以外のものについても、上記に準じて安全管理を行うよう努められたい。